

平成14年12月27日
水産庁 境港漁業調整事務所

韓国漁船による違法漁具の押収について

12月2日、島根県隠岐郡西郷町白島埼から北西沖約65Kmの日韓暫定水域に隣接する我が国排他的経済水域において、漁業取締船「海鳳丸」が、無許可で設置された韓国漁船によるものと思われる違法設置漁具を発見し、同日に米子簡易裁判所から、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（略称：漁業主権法）」第5条第1項違反（無許可操業）で捜索差押許可状の発付（本年9件目）を受け、漁業取締船「海鳳丸」「みうら」及び「かなえ」の3隻により、12月2日から12月18日の間に、延べ7日間かけて漁具の押収を行った。

押収した漁具は底刺網で、漁網に掛かっていた漁獲物の殆どがズワイガニであることから、ズワイガニを目的に漁具を設置したものと思われる。

漁網に掛かっていたズワイガニは、資源保護のため海中へ戻している。

（本件の漁具押収量） 底刺網 18Km、 同用ロープ 5Km

（本件の漁獲物） ズワイガニ 約2,730KG、約4,700枚

昨年に較べて、本年は、違法漁具の設置が大幅に増加していることから、当事務所としては、今後、監視行動を一層厳しくしていく所存である。

（参 考）

本年の累計押収量

	件数	底刺網	同用ロープ	カニ籠	同用ロープ
本年	11	180Km	62Km	1754個	86Km
昨年	6	39Km	14Km	335個	15Km

注：本年の11件中2件は、逃走漁船の遺留漁具を押収したもの。

問合せ先：水産庁 境港漁業調整事務所

電 話：0859-44-3681

担当者：小谷